

2024年度愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付要綱

(通則)

第1条 2024年度愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）は、燃油価格の高騰を鑑み、県内の貨物自動車運送事業者に対し、支援金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号。以下、「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(支援金の交付の対象となる者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、愛知県内に営業所を置く者とする。

(暴力団の排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象者となることができない。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(支援金の交付の対象となる自動車、支援区分及び支援額)

第4条 支援金の交付の対象となる自動車（以下、「交付対象自動車」という。）は、令和7年3月31日時点で交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供する自動車とする。ただし、二輪車及び被けん引車は除く。

2 交付対象自動車の支援区分及び支援額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付の申請を行う者（以下、「申請者」という。）は、知事が設置するウェブサイトを利用した電子申請、又は郵送申請により、別表2に定める書類（以下、「申請書類」という。）を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。なお、交付の申請は同一の申請者につき一度に限るものとする。また、申請書類及びその基礎資料については、電磁的方法等により5年間保存し、知事から提出を求められた場合には速やかに提出するものとする。

(交付の決定等)

第6条 知事は、前条の規定により申請書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、交付する。

2 前項の規定による交付の決定の通知は、支援金を交付すべきものと認められた交付対象者が指定する銀行等口座への入金をもって行うものとする。

3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないとして認められたときは、2024年度愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に定める実績報告は、第5条に定める交付の申請をもって代えるものとする。

(決定の取り消し等)

第8条 知事は、支援金の交付をした場合において、支援金の交付を受けた者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、交付の決定の全部又は一部を取り消し、支援金の返還を命ずることができる。

(1) 申請の取下げがあった場合

(2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(加算金及び遅延利息)

第9条 支援金の交付を受けた者は、前条の規定による処分に関し、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支援金の交付を受けた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

3 支援金の交付を受けた者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

4 知事は、第1項及び第3項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

5 第1項及び第3項の規定に定める加算金及び遅延利息の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第10条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(調査)

第11条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた者は前項の調査に協力しなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

別表1（第4条関係）

| 支援区分 | 1台あたり支援額 | 支援区分の説明 | | |
|------|----------|-------------|-------|------------------------------------|
| | | 自動車検査証の記載事項 | | 備考 |
| | | 自動車の種別 | 用途 | |
| 普通車 | 10,000円 | 普通 | 貨物 | |
| 小型車 | 4,000円 | 小型 | 貨物 | |
| 特種車 | 10,000円 | 普通、小型 | 特種 | 特例けん引車(※)を含む。 |
| | | 大型特殊 | — | |
| 軽自動車 | 4,000円 | 軽自動車 | 貨物、特種 | 用途が「乗用」であって貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車を含む。 |

※ 令和7年3月31日時点で交付対象者が使用し、愛知県内に使用の本拠の位置があり、有効な自動車検査証の交付を受け、貨物自動車運送事業の用に供し、自動車の種別が大型特殊、又は用途が特種の被けん引車（以下、「特殊・特種被けん引車」という。）と連結する、自動車の種別が普通又は小型、かつ用途が貨物のけん引車

別表2（第5条関係）

| 申請書類 | |
|------|---|
| 1 | 2024年度愛知県貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号） |
| 2 | 振込先口座が分かる書類 |
| 3 | 交付対象自動車の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項（特例けん引車を含む場合は、特殊・特種被けん引車の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項を併せて提出。） |
| 4 | その他知事が必要と認める書類 |